

平成 27 年・第 1 回臨時理事会 会議録

規約第 16 条の規程により会議録を調整する。

(1) 会議の期日	平成 27 年 1 月 15 日 13.30～15.00
(2) 会議の場所	北本市文化センター第 3 会議室
(3) 出席及び欠席者の氏名	欠席者 4 名、秋元・新井・恩田・佐藤
(4) 会議に付した事件及び議事の経過	事件は別紙資料、議事の経過は別記

会議に付した事件及び議事の経過

司会・開会の言葉	司会・三谷副理事長、開会の辞・黒澤理事長
会長あいさつ	鈴木会長・定例理事会で選考委員の選出と理事から意見を頂いた。それにより、臨時理事会を開催することとした。年内では会場等の準備ができず今日となった。役員を選考とを理事の協力で進めていく。
理事会成立宣言	理事出席者 19 名、欠席 4 名で成立宣言
議長	黒澤理事長
書記の指名	事務局 奥村登美子
議事録署名人の選任	野川保(幸手市)理事・五十嵐明(さいたま市)理事
<p>○会議録署名理事の指名 議長・会議録署名理事を指名いたします。本理事会の会議録署名理事は、規約規定により、私よりご指名申し上げます。野川理事、五十嵐理事を指名いたします。</p> <p>○配布資料の確認。 議長・本日の資料は、「臨時理事会」資料です。</p> <p style="text-align: center;">会議に付した事件及び議事</p> <p>1 協議事項について</p> <p>○第 1 号議案埼玉県グラウンド・ゴルフ協フ協会役員及び評議員の選出基準の一部改正」を議題とします。</p> <p>説明・①第 3 条に役員再任は、原則として 3 期 6 年とする。を追加する。②第 4 条の正副会長の選出方法に、(1)副会長は 5 名とする。(2)内訳は、4 地区選出副会長 4 名、専門委員会担当副会長 1 名とする。(5)選考委員会委員が候補に推薦された場合は委員を交代する。(6)選考委員の交代は理事長、又は副理事長とする。(7)選考委員が会長、副会長候補者を決定の場合は、選出地区理事の意向を集約して決定する。(10)正副会長候補推薦については別途定める推薦</p>	

書により選考委員長に提出する。を追加及び修正したい。③第 8 条理事の選出については(2)項①号として平成 26 年度 12 月 15 日登録数により算出する。女性理事の増加を図りたい。概要は以上のとおりです。

会長・補足説明として、①役員 of 定年制延長について、②選考委員が役員候補になった場合は選考委員を交替して正副理事長が選考委員となる。また、会員の 4 割を占める女性が役職に就けるようにしたい。

三谷・3 条に「3 期 6 年」の文言だが、役員には理事として市町村会長がなっているので無理ではないか。また、選考委員会の選考委員は交替することなく今まではやってきた。

会長・3 期 6 年は最長の枠組みだ。役員とは、(規約通り)理事を含んでいる。選考委員が役職についてしまう場合は、選考委員が空白になるので選考委員の空白を埋める考えだ。

三谷・理事を含めて(この規程で)ほとんどの役員が交代になってしまう。現実を無視した話だ。承服できません。

会長・長くやっている人がいるのは事実です。

小嶋・条文で言う役員を、詳細にというか、限定的にして考え方を明確にしたらいかがか。

会長・細分化でも超えている人はいる。全体的には整理がつきにくい。

(事務局長が補足説明を…)

三谷・事務局長の権限を越えている話だ。あなたにその権限はない。

議長・運営会議での結論であり、提案されている。指摘されたところが問題ならば、もう一度執行部で協議したらどうか

(休憩 13.55~14.10)

会長・3 条に関しては、「但し、正副会長の再任は原則として 3 期 6 年とする。」と修正する。4 条に関しては選考委員を交代し、正副理事長とする。は現状のまま、再提案する。

小嶋・正副会長に限定された。

野川・正副理事長は気を付ける。4 条の副会長 5 名はいらない、地区担当の 4 名に絞るべきではないか、専門委員会が担当の副会長としているが如何かと思う、副会長が上に位置付けられると専門委員長の「重し」になってしまうのではないか。委員会の独自性が損なわれる。

会長・正副理事長をこの改正から外したのは、精査し、賢明な方法と判断した。担当副会長の役割は、相談相手であり専門委員会の支配ではない。

野川・相談相手という漠然性は必要ないのでは

会長・二つの特別委員会は、専門委員会へ委員が移行する。5 名の副会長は是非お願いしたい。

野川・5 名の副会長は執行部の事情だろうが、前年踏襲ではなく、評議員の意向も有り、会長が必要とするなら 5 名を理解する。

三谷・採決を提案します。

議長・役員には正副会長、正副理事長・理事も含まれているが、会長の提案する役員 of 3 期 6 年については、(限定的に)正副会長の役員とする修正であります。修正案を採決します。

(修正案については挙手全員で可決、承認)

○第2号議案埼玉県グラウンド・ゴルフ協会専門委員会規程の一部改正」を議題とします。

説明・特別委員会を設置して会員増強問題に取り組んだマスター委員会と女性委員会を廃止すること、特命事項を職務とする専門委員会の設置を規定した。

三谷・マスター委員会については理解する。女性の重要性を指摘しておきながら、女性委員会はやめるのか。

会長・二年間特別委員会をやって、目的に対する提案と行動には一定の成果があった。他の委員会で力を発揮していただきたい。

三谷・今の女性の立場からは、日本協会は女性の活動を指摘し、意欲を高めようとしているのではないか。

会長・レディス大会5年、さらに2年の延長と開催してきた。女性のみでは立ち上がらない、男性と一緒に十分だと判断している。女性の特別委員会としてのポジションを設けなくとも、他の部門で女性を活用させていただきたい。

並木副会長・専門委員会へ女性を募集して新たに送り込むことも必要。

(質疑なし)

議長・第2号議案について採決します。

(第2号議案については挙手多数で可決、承認。反対は斉木・三谷)

○第3号議案埼玉県グラウンド・ゴルフ協会選手派遣規程の一部改正」を議題とします。

説明・今年からグラウンド・ゴルフ競技が「国民体育大会」として和歌山県で開催される。この事に関して派遣規程及び関連する費用負担等を改正するもの。

(質疑なし)

議長・第3号議案について採決します。

(第3号議案については挙手全員で可決、承認。)

○第4号議案埼玉県グラウンド・ゴルフ協会専門委員会規程の一部改正」を議題とします。

(議案資料が3号議案書に連続してなく、他の場所にあり混乱状況があった。石井局長陳謝)

説明・バッジの着用と復活申請書の扱いについて追加したい。

(質疑なし)

議長・第4号議案について採決します。

(第4号議案については挙手全員で可決、承認。)

2 報告事項について

議長・報告事項の説明を求めます。

報告①新春大会について 参加人員484名で準備中の報告。

②第4回埼玉県選手権大会参加者の出欠確認と補充について点検確認中との報告。

③平成 27 年の行事確定と後援大会の確定日程の報告。

平成 27 年 1 月 16 日

会議録は適正であります。

署名人 幸手市 野川 保 印

署名人 さいたま市 五十嵐 明 印

埼玉県グラウンド・ゴルフ協会役員及び評議員の選出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第7条の規定に基づき役員を選出方法について規定するものとする。

(役員の場合)

第2条 役員は、日本グラウンド・ゴルフ協会の登録者とする。

第3条 新たに役員になれる人の年齢は、75歳までとする。但し、正副会長の再任は原則として3期6年とする。

(正副会長)

第4条 理事会が推薦する会長及び副会長の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、5名とする。
- (2) 4地区選出副会長各1名、専門委員会担当副会長1名とする。
- (3) 会長及び副会長は、地区割りにとらわれず、高い志を持ち本会事業に積極的に取り組む者を推薦する。
- (4) 推薦する方法は、理事の互選により、5名の選考委員会で候補者を決定する。
- (5) 選考委員会委員が候補に推薦された場合は委員を交代する。
- (6) 選考委員の交代は理事長、又は副理事長とする。
- (7) 選考委員が会長、副会長候補を決定の場合は、選出地区理事の意向を集約して決定する。
- (8) 候補者の合意が得られない場合は、理事の無記名投票とする。
- (9) 投票の方法は、投票用紙に推薦する人の氏名を書き、得票数の多い人を当選人とする。
なお、同数の場合はくじ引きとする。
- (10) 正副会長候補については別途定める推薦書により選考委員長が提出する(別紙参照)

(評議員)

第5条 評議員の選任は、地方公共団体を代表する登録団体からの推薦で1名選任される。

2 会員数1000名以上の登録団体は、評議員を2名選任することができる。

(監事)

第6条 監事の選出方法は、理事を退任する者又は登録された団体の中から、会長が推薦する。

(正副理事長)

第7条 理事長及び副理事長の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 副理事長は、若干名とする。
- (2) 推薦する方法は、理事の互選により、5名の選考委員会で候補者を決定する。
- (3) 候補者の合意が得られない場合は、理事の無記名投票とする。
- (4) 投票の方法は、投票用紙に推薦する人の氏名を書き、得票数の多い人を当選人とする。
なお、同数の場合はくじ引きとする。

(理事)

第8条 理事の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、評議員の互選により選出する。
- (2) 理事は、別表の前年度登録会員地区割りの中から互選により選出する。
- (3) 地区割りの方法は、埼玉県体育協会が定めた4地区割り制を準用する。
- (4) 総数は25名以内とし、東部地区8名、西部地区3名、南部地区7名、北部地区4名とする。また会長は、総数の範囲内で地区割り以外の理事を選出できる。
- (5) 本会事務局長は理事となる。
- (6) 会員数300名以上の登録団体は、優先して理事を選出する事ができる。
- (7) 会員数1000名以上の登録団体は、理事を2名選出する事ができる。この場合において、登録団体は1団体が原則のため、理事を選出する地区割り評議員の合意を得なければならない。

(役員候補者)

第9条 役員は、それぞれに該当する条項の手続きを経て理事会が役員候補者を推薦する。

附則 この規定は、平成19年4月1日より一部改正し施行する。

この規定は、平成20年2月17日より一部改正し施行する。

この規程は、平成27年1月15日より一部改正し施行する。

現行規定	一部改正規定
第3条 新たに役員になれる人の年齢は、75歳までとする。	第3条 新たに役員になれる人の年齢は、75歳までとする。但し、 <u>正副会長の再任は原則として3期6年とする。</u>
第4条 (1) 副会長は、若干名とする。 (2) 会長及び副会長は、地区割りにとらわれず、高い志を持ち本会事業に積極的に取り組む者を推薦する。 (3) 推薦する方法は、理事の互選により、5名の選考委員会で候補者を決定する。	第4条 (1) 副会長は、5名とする。 (2) 4地区選出副会長各1名、専門委員会担当副会長1名とする。 (2) は(3)へ項ずれ (3) は(4)へ項ずれ (5) 選考委員会委員が候補に推薦された場合は委員を交代する。 (6) 選考委員の交代は理事長、又は副理事長とする。 (7) 選考委員が会長、副会長候補を決定の場合は、選出地区理事の意向を集約して決定する。

<p>(4) 候補者の合意が得られない場合は、理事の無記名投票とする。</p> <p>(5) 投票の方法は、投票用紙に推薦する人の氏名を書き、得票数の多い人を当選人とする。なお、同数の場合はくじ引きとする。</p>	<p>(4) は(8)へ項ずれ</p> <p>(5) は(9)へ項ずれ</p> <p>(10)正副会長候補については別途定める推薦書により選考委員長が提出する(別紙参照)</p>
<p>第8条</p> <p>(2)理事は、別表の前年度登録会員地区割りの中から互選により選出する。</p>	<p>第8条</p> <p>(2) 理事は、別表の前年度登録会員地区割りの中から互選により選出する。</p> <p>①平成26年12月15日登録数により算出する。</p> <p>②会員地区割り及び理事数は理事数概算表による。</p>

(別紙参照)

未改定 確認して修正

別表 登録会員地区割り

平成 26 年 12 月 15 日現在

	東部地区		西部地区		南部地区		北部地区	
1	行田市	424	川越市	1070	さいたま市	1,655	秩父市	20
2	加須市	787	所沢市	102	川口市	32	本庄市	110
3	羽生市	305	飯能市	77	草加市	1,524	熊谷市	778
4	春日部市	374	狭山市	94	蕨市	77	深谷市	841
5	越谷市	589	入間市	89	戸田市	121	小鹿野町	70
6	久喜市	427	富士見市	22	朝霞市	103	長瀨町	59
7	八潮市	54	ふじみ野市	85	鴻巣市	138	皆野町	137
8	三郷市	163	鶴ヶ島市	103	上尾市	586	神川町	0
9	蓮田市	50	越生町	0	桶川市	105	寄居町	127
10	幸手市	600	三芳町	13	北本市	185	横瀬町	0
11	白岡市	151	小川町	44	伊奈町	27	上里町	0
12	宮代町	80	吉見町	64	鳩ヶ谷市	0	美里町	0
13	杉戸町	549	東秩父村	65	志木市	0		
14	松伏町	71	坂戸市	87	新座市	0		
15	吉川市	49	日高市	50	和光市	0		
16			東松山市	52				
17			嵐山町	0				
18			川島町	0				
19			鳩山町	0				
20			滑川町	0				
21			ときがわ町	0				
22			毛呂山町	0				
	地区別会員数	4,673		2,017		4,553		2,142
	理事数	7		3		6.8		3.2

理事数概算表

	東部地区	西部地区	南部地区	北部地区
13,347 人 ÷ 20 = 667(計算式)	7.0	3.0	6.8	3.2
理事数 21 名	7	3	7	4

埼玉県グラウンド・ゴルフ協会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第31条の規定に基づき専門委員会について規定するものとする。

(専門委員会の種類)

第2条 規約第31条第1項で規定する専門委員会のほか、理事会の議決を経て専門委員会をおくことができる。

(専門委員会の職務)

第3条 専門委員会は、規約第5条の事業を達成することを目的とした実施執行機関とする。

2 総務委員会は、グラウンド・ゴルフ普及振興の事業全般にかかわること及び他の委員会に属さない事項を職務とする。

3 指導者育成委員会は指導者養成事業、講習会、研修会の開催及び指導者の資格認定にかかわる事項を職務とする。

4 プレー運営委員会は、競技会の開催、グラウンド・ゴルフ規則及びローカルルール、認定用具及び認定コースに関する事項を職務とする。

5 広報委員会は、情報の収集及び提供並びに広報誌の発行に関する事項を職務とする。

6 IT委員会は、事務合理化内容の検討、ホームページ作成、管理、会員登録管理の実施、普及指導員管理の実施等に関する事項を職務とする。

7 理事会の議決を経て専門委員会は、理事会の特命に関する名称の専門委員会とし、特命事項を職務とする。なお、特命事項が終了したときに専門委員会は終了する。

(専門委員会の構成)

第4条 指導者育成委員会を除く専門委員会の構成は、会員で構成する。

2 指導者育成委員会は、日本グラウンド・ゴルフ協会一級普及指導員(マスター)で構成する。

3 専門委員は、理事会において選出する。但し、一人一委員会に属する。

4 会長は、選出された専門委員を委嘱する場合、委嘱状を交付する。

(専門委員会の役職)

第5条 専門委員会に正副委員長及び書記を置く。

2 正副委員長及び書記の選任は、専門委員会の互選により選出する。但し、理事は除く。

(専門委員の任期)

第6条 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

(会議の開催)

第7条 委員長は、会議を招集し、議長となる。

2 委員長は、期日、参加者、議題、質疑概要等の会議録を調製する。

(会議の報告)

第 8 条 委員長は、会議内容を理事会に報告する。この場合において、専門委員会概要報告書を持って代えることができる。

(規程の改定)

第 9 条 各専門委員長は、規程の改定を理事長に発議する事ができる。

(様式 1) 第 4 条第 4 項 会長が専門委員を委嘱する場合の委嘱状 A4 版横書き

○○○○ 様
埼玉県グラウンド・ゴルフ協会○○委員会委員を委嘱します
任期 平成○○年○月○日から平成○○年○月○日まで
平成○○年○月○日
埼玉県グラウンド・ゴルフ協会
会 長 ○○○○ 印

(様式 2) 第 7 条第 2 項 期日、参加者、議題、質疑概要等の会議録 A4 版横書き

○○委員会会議録の要旨 (専門委員会概要報告書)	
(1) 会議の期日	平成○○年○○月○○日
(2) 会議の場所	○○市○○会議室
(3) 出席及び欠席者の概要	出席○○名欠席○○名、

会議に付した事件及び議事の経過

No. _____

(添付資料があるときは、資料を添付すること)

議題とその概要 1、○○○○について 概要

附則

この規程は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 21 年 2 月 11 日より一部改正し施行する。

<p>専門委員会規程改正部分 (専門委員会の職務) 第 3 条 6 広報委員会の次に 1 項 IT 委員会加える。</p>	<p>(専門委員会の職務) 第 3 条 7 IT 委員会はホームページ・IT 管理 以下「1 項」送り</p>
---	---

この規程は平成 22 年 4 月 21 日より施行する。

<p>第 4 条(専門委員会の構成)の 3 項、専門委員は、理事会において選出する。の次に、 「但し、一人一委員会に属する。」を加える。 第 5 条(専門委員会の役職)の 2 項、正副委員長および書記の選任は、専門委員会の互選 により選出する。の次に、「但し、理事は除く」を加える。</p>

この規程は平成 23 年 4 月 30 日より施行する。

<p>第 3 条 4 項競技運営委員会・5 項ルール等委員会を削除し 4 プレー運営委員会とする。 第 4 条 1 項理事、評議員及び有識者の削除で会員の構成とする。 第 4 条 2 理事を削除する。</p>
--

この規程は、平成 27 年 1 月 15 日より一部改正し施行する。

現行規定	一部改正規定
<p>第 3 条 7 理事会の議決を経た専門委員会は、理事会の特命に関する名称の専門委員会とし、特命事項を職務とする。なお、特命事項が終了したときに専門委員会は終了する。</p>	<p>第 3 条 7 理事会の議決を経て専門委員会は、理事会の特命に関する名称の専門委員会とし、特命事項を職務とする。なお、特命事項が終了したときに専門委員会は終了する。</p>

埼玉県グラウンド・ゴルフ協会選手派遣規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第5条の規定に基づき選手派遣規程について規定するものとする。

(派遣大会及び派遣者数)

第2条 埼玉県グラウンド・ゴルフ協会(以下「本会」という。)が登録団体の会員を選手として派遣及び推薦する大会、派遣者数及び本会の費用負担は、次表の通りとする。

種別	派遣及び推薦の対象大会	派遣者数	協会費用の負担割合
	全国グラウンド・ゴルフ交歓大会	割当制	個人負担
	関東地区グラウンド・ゴルフ大会	割当制	個人負担
	全国レディス交歓大会	割当制	個人負担
派遣大会	全国健康福祉祭(ねんりんピック)	6名	全費用の50%
派遣大会	秋田太田南部忠平杯グラウンド・ゴルフ大会	10名	全費用の50%
派遣大会	国民体育大会	12名	全費用の70%
派遣大会	鳥取県発祥地大会(日本協会後援)	8名	全費用の50%
派遣大会	南部忠平杯宮古島グラウンド・ゴルフ大会	6名	全費用の70%
派遣大会	全国グラウンド・ゴルフ大会・団体選手	6名	全費用の50%

(派遣の方法)

第3条 派遣及び推薦対象大会への派遣は、選手選考大会の成績順位で決定し、次年度の大会に派遣する。

- 2 女性の派遣については、2名以上の派遣を確保する。
- 3 事情により選手が辞退した場合は、選手選考大会の成績順位上位者から逐次派遣する。

(選手選考大会)

第4条 本会が派遣及び推薦する大会の選手選考会については次表の通りとする。

種別	派遣及び推薦の対象大会	選考大会	選考人数
	全国グラウンド・ゴルフ交歓大会		
派遣大会	全国健康福祉祭(ねんりんピック)	夏季大会	6名
派遣大会	埼玉県協会派遣大会	夏季大会	4名
		上級交歓大会	4名
		役員大会	2名
推薦大会	鳥取県発祥地大会	含上級交歓大会	8名
推薦大会	沖縄県宮古島大会	役員大会	6名

(役員のパ遣)

第5条 派遣大会に役員を派遣する。

2 会長は、大会規模、内容、開催場所等を考慮して派遣する役員数を決定する。

3 派遣する役員に対する本会の費用負担は、選手派遣の割合と同様とする。

附則

この規程は平成18年3月25日から施行する。

この規程は一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

この規程は一部改正し、平成21年2月11日から施行する。

第3条(派遣の方法)「4項、各大会に一度派遣されてものは、5年間の制限をすることができる。」を削除する。

この規程は一部改正し平成22年4月21日から施行する。(平成21/2/11実施済)

(派遣の方法) 第3条4各大会に一度派遣されたものは、 5年間の制限をすることができる。	(派遣の方法) 第3条4を削除する。
--	-----------------------

この規程は一部改正し、平成22年12月12日から施行する。

- ①鳥取県発祥地大会は4名から8名に増員し上級交歓大会4名を追加
- ②宮古島大会については役員大会が6名のまま選考
- ③埼玉県派遣選手選考基準の男女割合を変更する

この規程は一部改正し平成25年2月21日から施行する。

現行	改正部分
第2条 新設 名称変更埼玉県派遣大会	第2条に全国レディス交歓大会を加える。 秋田太田南部忠平杯グラウンド・ゴルフ大会

この規程は、平成27年1月15日より一部改正し施行する。

第2条 埼玉県グラウンド・ゴルフ協会(以下「本会」という。)が登録団体の会員を選手として派遣及び推薦する大会、派遣者数及び本会の費用負担は、下表の通りと変更する。

種別	派遣及び推薦の対象大会	派遣者数	協会費用の負担割合
	全国グラウンド・ゴルフ交歓大会	希望者	個人負担
	関東地区グラウンド・ゴルフ大会	希望者	個人負担
	全国レディス交歓大会		
派遣大会	全国スポーツレクリエーション祭	10名	全費用の70%
派遣大会	全国健康福祉祭(ねんりんピック)	6名	全費用の70%

推薦大会	秋田太田南部忠平杯グラウンド・ゴルフ大会	10名	全費用の70%
推薦大会	鳥取県発祥地大会（日本協会後援）	8名	全費用の70%
推薦大会	南部忠平杯宮古島グラウンド・ゴルフ大会	6名	全費用の70%

↓

種別	派遣及び推薦の対象大会	派遣者数	協会費用の負担割合
	全国グラウンド・ゴルフ交歓大会	割当制	個人負担
	関東地区グラウンド・ゴルフ大会	割当制	個人負担
	全国レディス交歓大会	割当制	個人負担
派遣大会	全国健康福祉祭（ねんりんピック）	6名	全費用の50%
派遣大会	秋田太田南部忠平杯グラウンド・ゴルフ大会	10名	全費用の50%
派遣大会	国民体育大会	12名	全費用の70%
派遣大会	鳥取県発祥地大会（日本協会後援）	8名	全費用の50%
派遣大会	南部忠平杯宮古島グラウンド・ゴルフ大会	6名	全費用の70%
派遣大会	全国グラウンド・ゴルフ大会・団体選手	6名	全費用の50%

埼玉県グラウンド・ゴルフ協会 上級指導者制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第5条(3)指導者の養成事業に基づき上級指導者制度について規定するものとする。

(制度の設置)

第2条 本会はグラウンド・ゴルフの普及・指導にあたる指導者を養成し、資質の向上及び組織的指導体制の確立を図るため、「埼玉県グラウンドゴルフ協会 上級指導者制度」(以下「制度」という。)を定める。

(任務)

第3条 この制度による上級指導者は、地域におけるグラウンド・ゴルフ愛好者をはじめ、本会及び登録団体においてグラウンド・ゴルフの普及、育成に努め、もって生涯スポーツとしてのグラウンド・ゴルフの振興に寄与するものとする。

(養成講習会)

第4条 この制度による上級指導者講習会は、地域においてグラウンド・ゴルフの育成にあたる指導者を対象に、日本グラウンド・ゴルフ協会(以下「日本協会」という。)と本会が共催して行なう講習会で、参加者は登録団体から推薦されたものとする。

2 上級指導者講習会のカリキュラムは、日本協会3級普及指導員養成講習会と同一内容とし、本会が定める資格認定試験を講習会終了時に行なう。

(資格認定)

第5条 本会は、上級指導者講習会を終了し、認定試験において次項の各資格条件を満たしたものに対して、上級指導者の認定証及びバッジを交付する。

2 本会が出題する筆記試験に本会が定めた成績を収めること。

3 本会が実施する実技試験に本会が定めた成績を収めること。

4 認定バッジは、大会・練習会において常に防止等に着用すること。

(資格の認定料)

第6条 上級指導者認定の登録を申請するものは、認定料5,000円を添えて申請する。

(認定証有効期間)

第7条 上級指導者認定証の有効期間は、資格認定日から4年目の12月31日とする。

(認定証の更新)

第8条 上級指導者認定証の更新は4年毎とする。

2 上級指導者認定の更新にあたっては、資格有効期間終了日前までに所定の講習会を受けなければならない。

(認定資格の喪失)

第9条 上級指導者が次の各項に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 本会の会員から退いた場合。
- (2) 日本協会普及指導員の更新手続きをしない場合。
- (3) グラウンド・ゴルフの指導者として、ふさわしくない行為があった場合。
- (4) 資格有効期間内に理由なく所定の講習を受けなかった場合。
- (5) 本会及び登録団体から与えられた任務を理由なく果たさなかった場合。
- (6) 資格認定の手続きを有効期間終了日から3ヶ月前までに行なわなかった場合。
- (7) 復活申請書を提出し、翌年開催される講習会に参加できない場合。

(暫定措置)

第10条 この制度の暫定措置については別に定める。

附則

この規程は平成20年2月17日から施行する。

この規程は一部改正し平成24年10月30日から施行する。

現行	改正部分
第5条 上級指導者の認定証及びネームプレートを交付する。	第5条 上級指導者の認定証及び <u>バッジ</u> を交付する。
第8条 3 上級指導者認定証の更新を申請するものは、更新料500円を添えて申請する。	第8条3を削除する。

この規程は一部改正し平成27年1月15日から施行する。

現行	改正部分
第5条 認定資格	第5条に4項を追加 4.認定バッジは、大会・練習会において常に防止等に着用すること。
第9条 認定資格の喪失	第9条に7項を追加 7.復活申請書を提出し、翌年開催される講習会に参加できない場合。